

# 委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(Web会議【発注者指定型】)**

**第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(本業務の特記仕様事項)**

**第7条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

本業務は、業務仕様書（別紙）に基づき実施しなければならない。

## 第1章 総則

### 第1条 適用

1. 本特記仕様書は、「R4徳土 松茂吉野線他 藍・笠木他 路面下空洞調査業務」（以下「本業務」という）の履行に適用する。
2. 本業務の履行に当たっての一般的事項は、特記仕様書及び徳島県設計業務共通仕様書、徳島県測量業務共通仕様書、徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書に基づくものとし、業務契約書（以下「契約書」という）、本業務仕様書によるほか、その他の関係諸法規を遵守して行うものとする。

### 第2条 管理技術者

管理技術者は、下記1～3に定めるいずれかの資格を有する者とする。

1. 技術士（総合技術監理部門）
2. 技術士（応用理学部門又は建設部門）
3. RCCM

### 第3条 打合せ

受注者は、打合を以下により行うものとし、全ての打合に管理技術者が立ち会うものとする。

1. 業務着手時
2. 中間打ち合せ（2回）
3. 成果品納入時

### 第4条 諸手続

業務履行のために必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。

### 第5条 計画準備・現地踏査

#### 1. 計画準備

受注者は、契約後速やかに、本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方針及び作業工程について、業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

#### 2. 現地踏査

受注者は、調査範囲における車道の状況、調査における障害物など沿道周辺の概況を把握及び確認するものとする。

#### 3. 関係機関協議

受注者は、所轄警察署と協議を行い、二次調査時の交通規制について道路使用許可申請手続きを行うものとする。また、受注者は、調査区域内の地下埋設物の有無について事前確認を行うものとする。埋設物が存在する場合は、当該管理者と協議を行い、詳細な位置や深さなどの事前確認を行うものとする。

## 第2章 業務内容

### 第6条 業務の目的

本業務は、徳島県東部県土整備局〈徳島庁舎〉が管理する一般国道及び主要地方道において、路面下探査車等を使用して路面下を調査し、空洞危険箇所を発見することで路面陥没の未然防止に資することを目的とする。

また、一次調査後の結果により、必要に応じてハンディ型地中レーダー探査装置及びスコープ調査機材を用いて路面下を調査し、空洞化の詳しい状況を把握する。

## 第7条 調査対象箇所

本業務における調査対象区間は、別紙「路面下探査車調査箇所一覧表」に示すとおりとする。ただし、調査箇所及び時期については、契約後速やかに監督員と協議して決定すること。

なお、本業務履行中に上記以外の調査場所が発生した場合は、監督員の指示によるものとする。

## 第8条 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりとする。

### 1. 路面下探査車等による調査・解析（一次調査）

路面探査車等を用いて路上を走行移動し、路面下のレーダー調査を行い、レーダーデータ及びポジショニングデータを記録するものとする。この際、相互のデータの位置関係を一致させるよう努めること。

レーダーデータ及びポジショニングデータを解析し、「空洞の可能性のある異常信号」（以下「異常信号」という。）を検出し、検出した異常信号には信号を特定できるマークを記入するとともに、異常信号の概略の広がり、路面からの深さ、及び位置データ（信号箇所番号、路線番号、上下線別、走行車線区分）を整理するものとする。

検出した異常信号について、レーダー波形・周辺の地形・沿道環境・異常信号の成長性等により判定案（二次調査の必要性の判断）を作成する。

なお、レーダー調査には監督員等が立会する場合があるので、調査実施日の調整を行うこと。使用する路面探査車（電磁波地中レーダー方式）は下記に示す性能と同等以上のものとし、事前に各性能を確認できる資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- ・探査方式：電磁波地中レーダー方式
- ・探査深度：1.5m以上
- ・探査幅：2.0m以上（複数走行により車線幅を網羅できること）
- ・探査能力：縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が検知できるもの
- ・走行速度：レーダー記録を取得しながら40km/h程度で走行できること
- ・位置情報：レーダー記録と同時に位置情報を記録可能であること

### 2. ハンディ地中レーダー探査装置及びスコープ等による調査・解析（二次調査）

ハンディ地中レーダー探査装置等を用いて空洞の縦・横断方向の広がりを調査・解析する。空洞深さ、厚さは、路面を削孔した上でスコープ調査にて確認を行うが、その際コア等を採取し、空洞内部及び削孔内断面を撮影し、柱状写真を撮影する。

なお、地中レーダー調査には監督員等が立会する場合があるので、調査実施日の調整を行うこと。

使用するハンディ型地中レーダー探査装置、スコープ調査機材は下記に示す性能と同等以上のものとし、事前に各性能を確認できる資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

#### ○ハンディ型地中レーダー探査装置

- ・探査深度：1.5m以上
- ・探査能力：縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が検知できるもの

#### ○スコープ調査機材（孔内撮影機材）

- ・360度の全孔壁断面を撮影できるもの

・路面から空洞終端部まで連続的にカラー撮影・記録し、柱状写真を作成できるもの

また、空洞が発見された場合、空洞周辺の地形・環境・採取コア等を踏まえてその原因を類推すること。

### 3. 緊急対応

検出した異常信号において緊急の対応が必要と思われる箇所があった場合は、速やかに監督員等に報告し、指示を受けるものとする。

### 4. 埋設管合せ図

異常信号箇所において、周辺の埋設物と異常信号箇所の位置関係が分かる様、埋設管合せ図を作成すること。

## 第9条 作業区分

調査作業は、協議のうえ昼間・夜間作業の変更ができるものとする。

## 第10条 調査報告

1. 受注者は、調査実施作業報告を作成するものとする。

2. 作業報告書の内容は次に示す項目とし、実施後速やかに監督員に報告を行うものとする。

- ・実施日
- ・実施内容
- ・実施箇所（路線、距離等も記載）
- ・特記事項等必要事項

なお、受注者は路上で作業する場合は、実施前後に、作業内容等を明記した書面をFAX又は電子メールにて、監督員に送信するものとする。

## 第11条 規格及び数量

本業務における規格及び数量は別紙の数量総括表に示すとおりである。

## 第12条 成果物の提出

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。なお、成果物の必要部数は次のとおりとする。

紙媒体成果品報告書(A4チューブファイル綴じ) ---- 1部

電子成果品(DVD-R) ----- 2部(正1部・副1部)

2. 成果品

受注者は、調査目的・調査方法及び調査結果等（次の1）～4））を収録した報告書を提出しなければならない。

なお、報告書の浄書はワープロとし大きさはA4判のチューブファイル綴じとする。

- 1) 調査解析報告書
- 2) 業務写真（報告書に綴る）
- 3) その他監督員の指示した資料

## 第13条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。



2 業務計画の内容	
<p>(1) 管理技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者が保有する資格・経歴</li> <li>・管理技術者の手持ち業務数</li> </ul> <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照査技術者が保有する資格・経歴</li> <li>・照査技術者の手持ち業務数</li> </ul> <p>・</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント</li> <li>・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等）</li> <li>・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等）</li> <li>・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）</li> <li>・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）</li> <li>・業務に使用する主な図書及び基準等</li> </ul> <p>(4) 再委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係</li> <li>・調達資材・調達予定業者・受託者との関係</li> </ul> <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達（手持ち）機材の有無</li> </ul>	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>
3 業務受注状況等	
<p>(1) 現在の受注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県発注業務の受注件数</li> <li>・国・市町村・その他機関発注の受注総件数</li> </ul> <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数</p> <p>(3) 保有技術者数</p>	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

# 業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

## (1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。
---------------------

## (2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

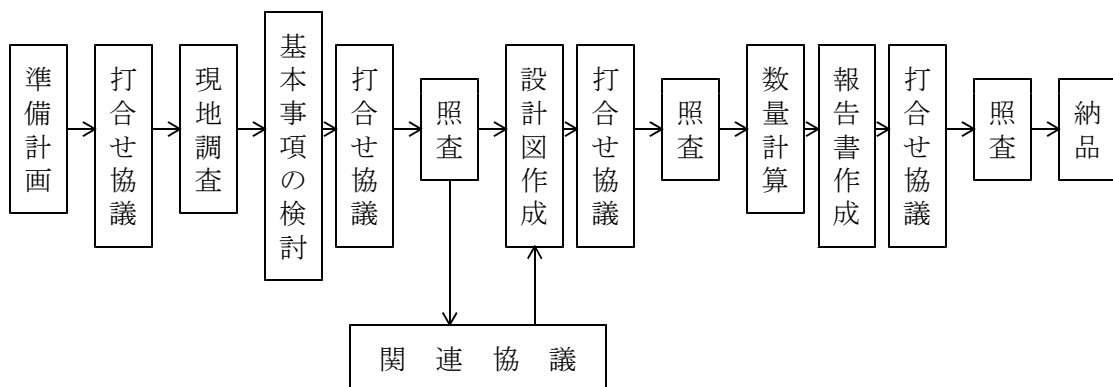
### <記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

## (3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

### <記載例>





(4) 想定される問題点，制約条件等

・想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇		〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇		〇〇		〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

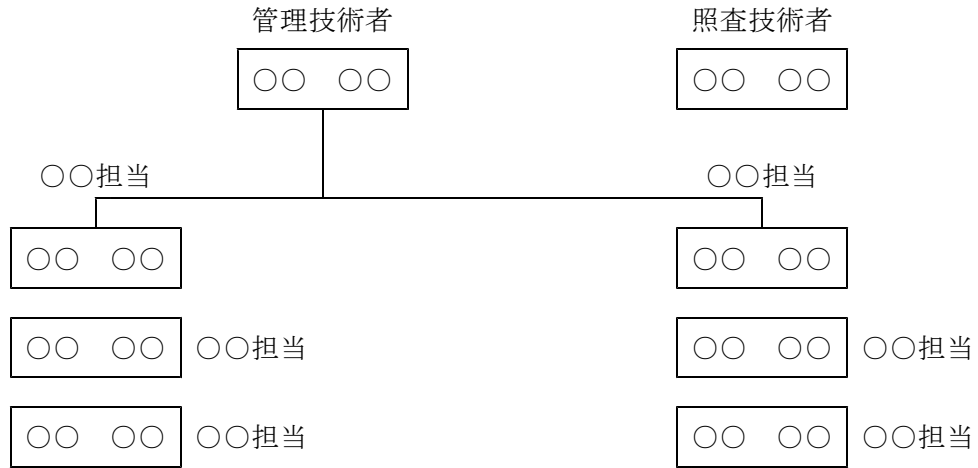
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・ 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・ 仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・ 当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。